

平成 21 年2月5日

各 位

会社名 アールビバン株式会社
代表者名 代表取締役社長 野澤 克巳
(JASDAQ・コード7523)
問合せ先 経営企画室マネージャー 中島 章裕
電話番号 03-5159-7177

株式会社ワールド・ウェルネス・ワンダーランドに関する調査結果 及び当社の対応方針について

平成 20 年 12 月 17 日公表の「業績に影響を与える可能性のある事象の発生について」においてお知らせいたしました事象につきまして、社内調査委員会の最終調査内容をとりまとめましたのでご報告いたします。

なお平成 21 年1月 22 日付けで「業績に影響を与える可能性のある事象の経過、株式会社ワールド・ウェルネス・ワンダーランド株式譲渡及び特別損失の発生に関するお知らせ」を追加公表いたしております。

また、当社は、本日開催の臨時取締役会において、本件の発生原因、本件に関する社内の処分、改善措置を取りまとめましたのでその概要についてご報告いたします。

このたび事象に関しましては、お客様、投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

記

1. これまでの経緯

平成 20 年 12 月 17 日発表の「業績に影響を与える可能性のある事象の発生について」にてご説明いたしました通り、平成 20 年 10 月、子会社タラサ志摩スパアンドリゾート(株)は、M&A 仲介会社より紹介され、(当時、株式会社ワールド・ウェルネス・ワンダーランド(以下「W 社」)の親会社であった)株コム・プロジェクト提出の、W 社・平成 21 年2月期中間決算書及び事業計画書等に基づいて、お台場にて運営の『エステワールド』店舗や、その後の多店舗展開によって、当社グループ既存施設とのシナジー効果が期待できると判断し、W 社の第三者割当増資を引受け、当社グループより役員を派遣いたしました。

しかしながら、その後の当社の調査により、誠に遺憾ながら、増資引受けの際に、株コム・プロジェクトより提出された W 社・平成 21 年2月期中間決算書及び事業計画書等に疑問が生じ、W社に派遣した役員全員が平成 20 年 12 月 17 日付で辞任したものであります。

当社グループとしては、W社の株式を所有したものの、旧経営陣との間で信頼関係が失われた状態で、共同して事業を行うような経営参画を存続していくことは難しい状況の中、当社グループ既存施設とのシナジー効果を期待するよりは、株式譲渡により早期に既存事業へ経営資源を集中させる必要があると判断し、平成 21 年 1 月 22 日開催当社取締役会にて、当社グループが保有する W 社の全株式譲渡を決議いたしました。

株式の譲渡先としては、あらゆる可能性を模索し選定にあたったものの、W社の決算内容に疑問が生じているため、株式譲受先の探索が難航いたしました。最終的には、当社取引先(株)ディフェント代表取締役である朝倉久雄氏に W 社を取り巻く状況を説明の上、交渉したところ、長年の当社との信頼関係もあって株式譲り受けを受諾いただきました。

譲渡価格は、当社の調査によれば、W 社は多額の損失を計上しており、実質的価値は 1 円としか評価できないと判断しました。

2. 社内調査委員会の調査報告について

(1) 社内調査の方法

本件の全容を解明するために、社内調査委員会を設置し、本件の事実経過の確認と本件に対して当社が検討すべき対応を検証いたしました。

(社内調査委員会)

委員長	栗田 実	(当社常務取締役管理部長)
副委員長	荻原 正明	(タラサ志摩スパアンドリゾート(株) 取締役)
委員	市村 義忠	(当社経理グループ)
委員	中島 章裕	(当社経営企画室)

(2) 本件の事実経過の確認

社内調査委員会が確認した本件の事実経過(要旨)は以下の通りです。

【平成 20 年 9 月 18 日】

M&A 仲介会社より紹介された(株)コム・プロジェクトの代表取締役社長兼 W 社代表取締役(以下「コム社社長兼 W 社社長」)より、事業計画書に基づき W 社の事業概要及び計画について、当社及びタラサ志摩の役員が説明を受ける。また月末までに運転資金が必要との説明を受ける。

上記説明を受け、当社取締役会は当社関連施設への集客シナジー効果が十分に期待できると判断し、タラサ志摩への新規事業資金として 150 百万円の貸付けを承認した。W 社への出資形態等の投融資に関する判断についてはタラサ志摩取締役会の決定に委ねた。

【平成 20 年 9 月 19 日】

コム社社長兼 W 社社長より債務返済期日が 9 月 30 日に迫っている都合上、同日までに着金をして欲しいとの申し出を受ける。

【平成 20 年 9 月 24 日】

9 月 26 日開催のタラサ志摩臨時取締役会にあたり、その投資判断資料として第 1 期決算書ならびに第 2 期中間決算書(平成 20 年 8 月期)をコム社社長兼 W 社社長より受領。

【平成 20 年 9 月 26 日】

タラサ志摩臨時取締役会にて 75 百万円の W 社・第三者割当増資引受を決議。

【平成 20 年 9 月 30 日】

75 百万円を W 社口座へ着金。

【平成 20 年 10 月 3 日】

「W 社 9 月 30 日支払先リスト」を受領。

【平成 20 年 10 月 9 日】

タラサ志摩臨時取締役会にて、第 2 回目 75 百万円の W 社・第三者割当増資引受を決議。

【平成 20 年 10 月 10 日】

第2回目 75 百万円を W 社の口座へ着金。

当社グループより3名の役員を派遣することとし、W 社株主総会にて選任決議。同日就任登記。

【平成 20 年 10 月 28 日】

W 社 M&A 後、初の W 社・取締役会が実施される。

コム社社長兼 W 社社長より台場店の9月実績等について、当初事業計画書よりも大幅な売上減の報告を受ける。10 月以降も当初計画より大幅に売上減になる見込みの報告を受ける。

【平成 20 年 10 月 29 日～11 月 18 日】

当社代表取締役社長、タラサ志摩取締役において、コム社社長兼W社社長と協議した結果、W社より提出された「W社9月30日支払先リスト」と実際の資金使途に不整合があると考えられたため、当社において調査を開始し、その結果、投資判断時に提出された W 社の第2期中間決算書(平成 20 年8月期)には記載のない簿外債務が存在することが疑われたため、投資判断の基礎となった決算書の内容の真実性及び正確性について疑問を持つに至った。

また、投資判断時に提出された第2期中間決算書(平成 20 年8月期)とW社M&A時点(平成 20 年9月 30 日)決算書を比較、精査したところ、1ヶ月の差があるとはいえ、決算内容が大幅に変更されていたことを確認した。

【平成 20 年 12 月 17 日】

タラサ志摩定例取締役会。

同日付にて当社グループより派遣した役員全員がW社役員を辞任することを決議。

【平成 21 年1月 22 日】

当社取締役会にてタラサ志摩の保有する W 社の全株式譲渡を決議。

(3) 本件に対して当社が検討すべき対応

調査の結果、(株)コム・プロジェクトに対する法的措置も視野に入れ、専門家の意見も勘案の上、今後の対応を検討するものとなりました。

3. 調査委員会の意見表明について

(1) 調査委員会の開催

社内調査委員会の調査内容及び結果について、調査の妥当性・相当性を検証するため、弁護士、社外監査役で構成される調査委員会を開催いたしました。

(調査委員会)

弁 護 士	根本 良介氏
社外監査役(非常勤)	伊藤 拓 氏(弁 護 士)

(2) 調査委員会の意見表明

社内調査委員会の調査内容は、提示された資料の範囲内では妥当であり、株式譲渡に係る判断及び(株)コム・プロジェクトに対し、法的措置を検討するとの判断は合理性を欠くものとは認められないとの意見を調査委員会より頂いております。

4. 本件の発生原因、本件に関する社内の処分、改善措置の概要

(1) 本件の発生原因

当社取締役会にとっては、M&A 仲介会社紹介であることから優良案件であると思われ、子会社で展開している既存事業とのシナジー効果が多いと見込まれる案件でした。また、W 社の事業展開上、支払等を含め、緊急の要請があったため、早急な判断を要求されました。このような状況のもと、(株)コム・プロジェクトから示された現状及び今後の事業計画について当初、妥当性があると早急に判断したことが本件の原因であります。

(2) 本件に関する社内の処分

投資家の皆様及び市場関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことの重大さに鑑み、経営責任を明確にすると共に、このような事態を二度と発生させないため下記の処分を実施いたしました。

代表取締役社長	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
常務取締役	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
取締役	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
社外取締役	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
常勤(社外)監査役	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
監査役	月額報酬の 20%減額	3ヶ月

(3) 改善措置

今後、当社又は当社子会社が行う M&A 等の投融資案件については、事情の如何を問わず、当社取締役会付議事項とし、当社取締役会付議の前に当社経営企画室・経理グループ・総務グループによる事前調査を実施し、デューデリジェンス等の企業価値評価、リスク査定を行い、社外の専門家(業界、会計及び法務等)の意見を受けるものとします。

また、上記事項の実施を確実にするため、当社グループによる M&A 等の投融資案件について、上記内容を反映させた社内規程を新設し、かつ、関連諸規程を改訂し、今後同様の問題が起こらないよう、リスクの軽減を図るものとします。

5. 業績に与える影響について

平成 21 年 1 月 22 日発表の「業績に影響を与える可能性のある事象の経過、株式会社ワールド・ウェルネス・ワンダーランド株式譲渡及び特別損失の発生に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、投資有価証券評価損 149 百万円を特別損失に計上いたします。

詳細につきましては、本日別途公表しました「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以上